

## 私たちはふるさとを応援します

伊佐市出身者でつくる「ふるさと会」は、年1回の総会や独自の活動を通して会員相互の親睦交流を図り、「伊佐市」との交流を深め、まちづくりの支援を行うことを目的として活動を進めています。

### ふるさと会の仲間を募集しています

入会のために必要な条件は「伊佐市にゆかりのある人」です。

入会希望の人は、次のふるさと会事務局または伊佐PR課までお問い合わせください。また、お知り合いを紹介いただける人もお待ちしております。

ふるさと会名	会長	連絡先	会員数
関東伊佐会	小野 幸二	幹事長 深渡瀬 猛 ☎042・465・5233 Email: fuka-take.216@jcom.home.ne.jp	1,060人
関西伊佐の会	赤塚 勝巳	会長 赤塚 勝巳 ☎06・6745・7308 Email: katsumi@akatsuka-bs.co.jp	1,300人
東海伊佐会	新屋 紀武	会長 新屋 紀武 ☎052・736・2622 Email: noritake_s2622@docomo.ne.jp	1,500人
北九州伊佐市会	宮田 義高	会長 宮田 義高 ☎093・742・2708 Email: yoshitaka.miyata@toshiba.co.jp	31人
北部九州伊佐ふるさと会	脇迫 正喜	会長 脇迫 正喜 ☎096・385・0718 Email: hishikarityu@hotmail.co.jp	322人
熊本伊佐会	脇迫 正喜	会長 脇迫 正喜 ☎096・385・0718 Email: hishikarityu@hotmail.co.jp	72人
鹿児島伊佐会	嶽崎 俊一	会長 嶽崎 俊一 ☎099・252・1200 Email: joden@cello.ocn.ne.jp	350人



きやったもんせ〜！  
一緒に語りもんそお

### Voice

今まで以上に、伊佐市の出身者が一堂に集まりふるさとを思い友達との会話を楽しみにするよう『ホット』なふるさと会をめざします。

伊佐市在住の皆さん、出身者の皆さん、  
一人でも多くご紹介ください。



問い合わせ先 伊佐PR課交流PR第1係 ☎04113

年末年始 帰省した皆さん

ここがふるさと

「伊佐におかえりなさい」

## ふるさと納税「伊佐市応援寄附金制度」

### 「伊佐市応援寄附金」とは

個人が1万円を超える寄附をしたとき、寄附した人の課税所得等に応じて住民税などの軽減を受けることができます。ふるさとに貢献できて、おいしいものがもらえる、工夫次第でとてもお得な制度です。

注) 税の軽減を受けるには確定申告が必要です。

### 伊佐市応援寄附金の特徴

#### ▼特産品がもらえる

市では、1万円以上寄附した人に「厳選した特産品」5千円相当(送料込)を贈っています。お中元やお歳暮代わりにふるさと納税で特産品を贈る人もいます。

- ①「伊佐の至宝」伊佐米 10 kg
- ②伊佐の焼酎だれやめセット
- ③「幻の黒」伊佐の贅沢黒豚セット
- ④特産品がらっばセット

(平成26年12月現在)

#### ▼生まれ故郷でなくてもOK

寄附する先は、出身地でなくても大丈夫です。ふるさと以外への寄附という行為を通じて、伊佐に興味を持っていただきたいです。

#### ▼税金が控除される

寄附した場合、その年の所得税と翌年度の個人住民税がそれぞれ軽減されます。例えば4万円寄附して3万8千円の税金が控除されることもあり、2千円の負担で特産品がもらえます。

※ 所得や家族構成・寄附額に応じて変動します。

#### ▼使い道を指定できる

税金の使い道はあなたが決められます。

- ①子育て・高齢者対策事業
- ②青少年の健全育成事業
- ③魅力ある観光地づくり
- ④商店街の活性化
- ⑤農林業の振興
- ⑥コミュニティ活動の活性化

#### ▼複数の自治体から選べる

複数の自治体に寄附して支援できます。

### 寄附のながれ

- ①「伊佐市応援寄附金申込書」に記入して伊佐PR課に申し込む  
申込書は、市ホームページからダウンロードするか、伊佐PR課からFAX・郵送します。
- ②申込後、寄附金を払い込む  
市からお送りする納付書で寄附金を入金ください。
- ③寄附金受領証明書を受け取る  
寄附金の入金確認後、市から「寄附金受領証明書」を郵送します。  
※ 事務の処理上、申し込みから2~3週間程度かかることがあります。  
※ 「寄附金受領証明書」は、税の軽減措置を受けるために必要です。
- ④特産品を受け取る  
申込時に指定した特産品が、販売店から届きます。  
※ 事務処理・注文量によって、申し込みから3~4週間程度かかることがあります。

### 住民税等の軽減手続き

最寄りの税務署で所得税の確定申告を行うことで、所得税の還付または控除と翌年度の個人住民税の税額控除(軽減)を受けることができます。

※ 具体的な軽減額は、寄附した人の所得や家族構成、寄附額などによって異なります。

### ◎ご注意ください

決して寄附を強要するものではありません。「ふるさと納税」をかたった寄附の強要や詐欺行為には十分にご注意ください。申し込みのない人に電話で送金をお願いすることは一切ありません。

ふるさとからの  
贈り物